

利用上の注意

本統計表は、平成28年3月31日現在で実施した「平成28年経済産業省企業活動基本調査」について、北海道経済産業局管内分(対象企業のうち、北海道に本社機能を有している企業)の調査結果について集計したものである。企業活動基本調査統計表の概要及び利用上の注意は、以下のとおりである。

1. 企業活動基本調査の概要

1. 調査の目的

本調査は、我が国企業の活動の実態を明らかにし、企業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査の根拠法規

本調査は、統計法(平成19年法律第53号)に基づく基幹統計調査であり、経済産業省企業活動基本調査規則(平成4年通商産業省令第56号)によって実施する。

3. 調査方法

調査方法は、対象となる企業に調査票を配布し、調査対象企業が記入、提出する郵送調査により実施した。平成16年調査よりオンラインによる調査票提出を行っている。

4. 調査期日及び期間

(1)平成28年調査の調査期日は平成28年3月31日現在である。

(2)調査期間は、原則として平成27年度(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)の1年間である。

5. 調査の範囲

本調査は、日本標準産業分類に掲げる大分類C－鉱業、採石業、砂利採取業、大分類E－製造業、大分類F－電気・ガス・熱供給・水道業(中分類35－熱供給業及び中分類36－水道業を除く。)、大分類G－情報通信業(別表に掲げるもの)、大分類I－卸売業、小売業、大分類J－金融業、保険業(別表に掲げるもの)、大分類K－不動産業、物品賃貸業のうち中分類70－物品賃貸業(別表に掲げるもの)、大分類L－学術研究、専門・技術サービス業(別表に掲げるもの)、大分類M－宿泊業、飲食サービス業(別表に掲げるもの)、大分類N－生活関連サービス業、娯楽業(別表に掲げるもの)、大分類O－教育、学習支援業(別表に掲げるもの)及び大分類R－サービス業(他に分類されないもの)(別表に掲げるもの)に属する事業所を有する企業のうち、従業者50人以上かつ資本金額又は出資金額3,000万円以上を調査対象としている。

【別表】

G-情報通信業	日本標準産業分類に掲げる小分類391-ソフトウェア業及び小分類392-情報処理・提供サービス業、中分類40-インターネット付随サービス業、細分類4111-映画・ビデオ制作業(テレビジョン番組制作業、アニメーション制作業を除く)、細分類4112-テレビジョン番組制作業(アニメーション制作業を除く)、細分類4113-アニメーション制作業、小分類413-新聞業及び小分類414-出版業
J-金融業、保険業	日本標準産業分類に掲げる小分類643-クレジットカード業、割賦金融業
K-不動産業、物品賃貸業	日本標準産業分類に掲げる中分類70-物品賃貸業(小分類704-自動車賃貸業、細分類7092-音楽・映像記録物賃貸業(別掲を除く)及び細分類7099-他に分類されない物品賃貸業はレンタルを除く)
L-学術研究、 専門・技術サービス業	日本標準産業分類に掲げる中分類71-学術・開発研究機関、小分類726-デザイン業、中分類73-広告業、中分類74-技術サービス業(他に分類されないもの)のうち小分類743-機械設計業、小分類744-商品非破壊検査業、小分類745-計量証明業、小分類746-写真業及び小分類749-その他の技術サービス業
M-宿泊業、飲食サービス業	日本標準産業分類に掲げる中分類76-飲食店(細分類7622-料亭、小分類765-酒場、ビアホール及び小分類766-バー、キャバレー、ナイトクラブを除く)、中分類77-持ち帰り・配達飲食サービス業
N-生活関連サービス業、 娯楽業	日本標準産業分類に掲げる中分類78-洗濯・理容・美容・浴場業(小分類785-その他の公衆浴場業は除く)、中分類79-その他の生活関連サービス業(小分類791-旅行業及び細分類7999-他に分類されないその他の生活関連サービス業は除く)、小分類801-映画館、小分類804-スポーツ施設提供業(細分類8041-スポーツ施設提供業(別掲を除く)を除く)及び小分類805-公園、遊園地
O-教育、学習支援業	日本標準産業分類に掲げる細分類8245-外国語会話教授業及び細分類8249-その他の教養・技能教授業のうちカルチャー教室(総合的なもの)
R-サービス業 (他に分類されないもの)	日本標準産業分類に掲げる中分類88-廃棄物処理業、中分類90-機械等修理業(別掲を除く)、中分類91-職業紹介・労働者派遣業、中分類92-その他の事業サービス業(小分類922-建物サービス業及び小分類923-警備業を除く)

II. 統計表の作成及び利用上の注意

1. 企業の産業分類とその決定方法

(1) 企業の産業分類

本調査の産業分類は、事業所について適用する日本標準産業分類を適用しているが、同分類を機械的にあてはめると、事業所ベースに比べて企業ベースの方が兼業の割合が高いため、各種商品卸売業、各種商品小売業及び各種物品賃貸業に分類される企業が大幅に増大し、本調査の目的の一つである多角化の把握などの分析にはそぐわないことになる。

このため、本調査ではこの3つの産業を分類として採用せず、当該企業の主要活動によりそれぞれの産業に分類することとした。その結果、「総合商社」のような企業は、繊維品卸売業、石油・鉱物卸売業、産業機械器具卸売業などに分類され、「百貨店」や「スーパー」などは織物・衣服・身の回り品小売業や飲食料品小売業などに、「総合リース業」は産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業などに分類されている。

(2) 企業の産業の決定方法

1) 本調査では、企業の売上高を、①鉱産品の販売、②製造品の販売、加工賃収入、③電気・ガス事業収入、④情報通信事業収入、⑤卸売・小売の売上、⑥クレジットカード業、割賦金融業事業収入、⑦物品賃貸業事業収入、⑧学術研究、専門・技術サービス業事業収入、⑨飲食店売上、⑩生活関連サービス業、娯楽業事業収入、⑪個人教授所収入、⑫サービス事業収入、⑬その他の事業収入に分けて、これらを①～⑬ごとに合算し、最も売上高の大きいもので大分類（「鉱業、採石業、砂利採取業」、「製造業」、「電気・ガス業」、「情報通信業」、「卸売・小売業」、「クレジットカード業、割賦金融業」、「物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「個人教授所」、「サービス業（その他のサービスを除く）」、「サービス業（その他のサービス業）」、「その他の産業」）を決定している。

2) その大分類の中において、売上高の小分類ベースでの売上高を比較し、最も大きい販売品目（事業収入）で産業（小分類）を決定している。

(3) 統計表の『合計』について

統計表の『合計』は、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「製造業」、「電気・ガス業」、「情報通信業」、「卸売業」、「小売業」、「クレジットカード業、割賦金融業」、「物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「個人教授所」及び「サービス業（その他のサービスを除く）」の計。『サービス業（その他のサービス業）』は「廃棄物処理業」、「機械等修理業」、「職業紹介業」、「労働者派遣業」、「ディスプレイ業」、「テレマーケティング業」、「その他の事業サービス業」の計である。

また、統計表の『総合計』は、「合計」、「サービス業（その他のサービス業）」、「その他の産業」の計である。

(4) 統計表の『映画、ビデオ制作業（※）』、『411 映画・ビデオ制作業（※）』について

平成22年調査より分類番号「411 映画・ビデオ制作業（アニメーション制作業を含む）」から「418 テレビジョン番組制作業」を分割した。ただし、集計上は、「映画、ビデオ制作業（※）」、「411 映画・ビデオ制作業（※）」と表章し、「411 映画・ビデオ制作業（アニメーション制作業を含む）」と「418 テレビジョン番組制作業」の計としているため、前年度比較を可能としている。

2. 統計表及び集計項目の説明

(1) 「従業者数」は、平成27年度末の数である。

1) 「常時従業者」とは、有給役員、常用雇用者（正社員、正職員、パート、アルバイト、嘱託、契約社員等の呼称にかかわらず、期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇用している者）をいう。

2) 「正社員・正職員」とは、常用雇用者のうち、一般に正社員・正職員として処遇している人をいう。

3) 「パートタイム従業者」とは、常用雇用者のうち、正社員・正職員より1日の所定労働時間又は1週間の労働日数が短い者をいう。

「パートタイム従業者（就業時間換算）」とは、パートタイム従業者を正社員・正職員の就業時間で、換算した人数をいう。

4) 「他企業等への出向者」とは、主として出向元企業で給与を支払っている（主として負担している）国内及び海外の親会社、子会社関連会社等への出向者をいう。

5) 「臨時・日雇雇用者」とは、1か月未満の期間を定めて雇用している者及び日々雇い入れている者をいい、

常時従業者数には含まれない。

- 6) 「(受入れ)派遣従業者」とは、労働者派遣事業を営む事業主が雇用する従業者であって、当該雇用関係のまま派遣先企業と当該労働者派遣事業主との契約のもとに、派遣先企業の指揮命令を受けて、派遣先企業の業務に従事させている従業者をいい、従業者数計には含まれない。
 - 7) 従業者規模別統計表は、常時従業者数によって区分している。
- (2) 「事業所数」は、平成27年度末の数である。
- 「事業所」とは、経済活動の場所的単位であって、原則として次のア、イの要件を備えているものをいう。
- ア. 経済活動が単一の経営主体のもとにおいて、一定の場所、すなわち一区画を占めて行われていること。
- イ. 物の生産及びサービスの提供が人及び設備を有して、継続的に行われていること。
- すなわち、事業所とは、一般的に、工場、鉱業所、商店、営業所などと呼ばれるものをいう。
- (3) 「企業の設立形態」は以下の区分による。
- 新規設立 合併、分割又は企業組織の変更以外の理由(新規事業の創設等)により新設されたもの。
- 新設合併 2つ以上の企業が合併して、新たに設立されたもの。
- 新設分割 1つの企業が2つ以上の企業に実質的に分割されて、新たな名称(社名)で設立されたもの。
- その他 上記以外の理由によるもの。
- (4) 親会社、子会社・関連会社
- 「親会社」とは、企業の議決権の50%を超えて所有している会社をいう。ただし50%以下であっても、経営を実質的に支配している場合も含む。
- 「子会社」とは、ある会社(親会社)が50%超の議決権を所有する当該会社をいう。また、その子会社又はその親会社とその子会社合計で50%超の議決権を所有する当該会社(みなし子会社)及び50%以下であっても経営を実質的に支配している場合も含む。
- 「関連会社」とは、ある会社(親会社)が20%以上50%以下の議決権を直接所有する当該会社をいう。また、15%以上議決権を所有していること等により、重要な影響を与えることができる会社を含む。
- なお、平成19年調査から定義の見直しを行い、これまで議決権所有割合だけで判定していたものを、実質支配の形に変更した。

3. 記号及び注記

- (1) 統計表中の記号の「-」は該当数字なし、「0」は四捨五入のため単位未満のもの。「…」は不詳のもの。また、「x」は個々の報告者の秘密が漏れる恐れがあるので秘匿したことを示す。
- (2) 各項目の金額・構成比の積み上げは、単位未満を四捨五入しているので合計と内訳が一致しない場合がある。なお、金額は原則として百万円単位で表章している。
- (3) 企業数、事業所数、常時従業者数、子会社数、技術の所有件数は平成27年度末の数値であり、売上高等は平成27年度1年間の実績である。
- (4) 「常時従業者数」の内訳(「うち正社員・正職員」+「うちパートタイム従業者」)と計は一致しない。一致しない人数には、有給役員、契約社員等が含まれている。
- (5) 本統計で使用している計算式は以下のとおりである。
 - ・純資産=資本金+資本剰余金+利益剰余金+自己株式+純資産のその他
 - ・総資本=負債+純資産
 - ・付加価値額=営業利益+減価償却費+給与総額+福利厚生費+動産・不動産賃借料+租税公課
 - ・経常利益=売上高-売上原価-販売費及び一般管理費+営業外収益-営業外費用

4. 調査結果に対する留意点

- (1) 各項目の集計に当たっては、有効回答のみを集計したため、項目によっては回答企業数にばらつきが生じている。
- (2) 前回の調査結果と比較する場合には、調査対象数の違いに留意する必要がある。
- (3) 企業活動基本調査における資本金5億円以上の企業で、かつ財務省「法人企業統計年次別調査票」を提出した企業については、「資産・負債及び純資産」、「売上高及び費用等」及び「費用の内訳」の一部について、

財務省の同調査データを活用している。また、資本金10億円以上の企業で、かつ総務省「科学技術研究調査票」を提出した企業については、「研究開発費及び研究開発投資」について、総務省の同調査データを活用している。

5. 調査の対象業種

- ・平成10年調査より、一般飲食店に属する事業所を有する企業を調査対象とした。
- ・平成13年調査より、電気・ガス業、クレジットカード業・割賦金融業、写真現像・焼付業、冠婚葬祭業(互助会を除く)、ゴルフ場、遊園地・テーマパーク、機械修理業、物品賃貸業(レンタル業を除く)、映画・ビデオ制作業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、広告代理業、個人教授所のうち外国語会話教室及びカルチャーセンター、フィットネスクラブ及び他に分類されない専門サービス業のうちエンジニアリング業に属する事業所を有する企業を調査の対象とした。
- ・平成14年調査より、日本標準産業分類の改定(平成14年3月)に伴い、インターネット附随サービス業、テレビ番組制作業、電気機械器具修理業に属する事業所を有する企業を調査対象とした。なお、表章については、インターネット附随サービス業は「情報処理・提供サービス業」に含まれる。
- ・平成16年調査より、デザイン・機械設計業、ボウリング場、商品検査業、計量証明業、ディスプレイ業に属する事業所を有する企業を調査対象とした。
- ・平成19年調査より、写真業、学術・開発研究機関、洗濯業、その他の洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、映画館、スポーツ施設提供業(一部を除く)、廃棄物処理業、民営職業派遣業、労働者派遣業、テレマーケティング業、その他の事業サービス業に属する事業所を有する企業を調査対象とした。

6. 統計表の転載利用

この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、「平成28年経済産業省企業活動基本調査統計表(北海道経済産業局管内分)」による旨を記載してください。

7. 問い合わせ先

この統計表についての問い合わせは、経済産業省北海道経済産業局総務企画部企画調査課あてにご連絡ください。

郵便番号 060-0808 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎

電話 011-709-2311(代表) 内線 2531

011-709-1776(直通)

E-mail hokkaido-chosa@meti.go.jp